

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月まで期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

私の国民年金については、夫が夫婦二人分の加入等の諸手続を行っていた。申立期間は夫が免除となっているのに私は未納となっていることに納得できない。

また、私の国民年金加入後の名前が間違っていて管理されていたと夫から聞いた記憶があるので、併せて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が夫婦二人分の加入等の諸手続を行っていた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和40年8月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認できる上、オンライン記録から、申立人及びその夫は昭和40年度について申請免除と記録されていることが確認できることから判断すると、申立人の主張のとおり、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金に係る手続等を行っていたことがうかがえる。

また、申立人の夫に係るオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、申立期間①及び②が申請免除と記録されていることが確認できるところ、申立期間当時、免除申請は世帯単位の所得で承認の可否が判断されていたため、世帯同一の納付記録となるのが一般的である上、上記国民年金への加入状況等を踏まえると、申立期間について申立人の夫が申請免除、申立人が未納とそれぞれ納付記録が異なるのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金に係る記録については、i) 前述の国民年金手

帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名が誤って記載されている上、オンライン記録では上記氏名の誤りに加えて生年月日も相違している未統合記録が存在していたこと、ii) 申立人が昭和 61 年 4 月以降に国民年金の第 3 号被保険者に該当した際に、申立人の正しい氏名及び生年月日に基づく上記 i) とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていること、iii) これら二つの国民年金手帳記号番号は、平成 22 年 12 月 27 日まで未統合であったことなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 大分厚生年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年8月1日から同年12月1日までの期間を28万円、同年12月1日から18年1月1日までの期間を26万円、同年1月1日から同年9月1日までの期間を28万円、同年9月1日から同年10月29日までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から18年10月29日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額が記録されている。  
調査の上、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社の当時の顧問社会保険労務士が保管する平成16年12月から17年7月までの期間及び同年12月から18年2月までの期間に係る賃金台帳、申立人に係る平成17年度及び18年度の所得税

額証明書、申立人に係る18年分の所得税の確定申告書により確認又は推認できる保険料控除額等から、17年8月1日から同年12月1日までの期間は28万円、同年12月1日から18年1月1日までの期間は26万円、同年1月1日から同年9月1日までの期間は28万円、同年9月1日から同年10月29日までの期間は26万円とすることが妥当である。

申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、  
i) 社会保険事務所（当時）が保管する平成17年6月に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び前述の社会保険労務士が保管する当該月額変更届の写しにおける標準報酬月額、及び社会保険事務所が保管する平成17年度の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び前述の社会保険労務士が保管する当該算定基礎届の写しにおける標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致すること、ii) 社会保険事務所が保管する平成18年度の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、当該年度に係る標準報酬月額の決定については、事業所が当該届出を行わなかったために、保険者算定とされていることが推認できることから、事業主は、前述の賃金台帳等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年6月1日から同年8月1日までの期間については、前述の社会保険労務士が保管する賃金台帳における報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 大分厚生年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年6月1日から20年2月1日までの期間は28万円、同年2月1日から同年9月1日までの期間は32万円、同年9月1日から21年2月1日までの期間は30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、申立人が保管する給与明細書から確認できる厚生年金保険料を控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準報酬月額記録について、19年6月1日から同年10月1日までの期間は28万円、同年10月1日から20年1月1日までの期間は32万円、20年1月1日から同年8月1日までの期間は30万円、同年8月1日から同年9月1日までの期間は28万円、同年9月1日から21年2月1日までの期間は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 1 日から 21 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額と比較すると低く記録されている。

調査の上、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月22日に、19年6月1日から20年2月1日までの期間は28万円、

同年2月1日から同年9月1日までの期間は32万円、同年9月1日から21年2月1日までの期間は30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書から確認できる保険料控除額等から、平成19年6月1日から同年10月1日までの期間は28万円、同年10月1日から20年1月1日までの期間は32万円、20年1月1日から同年8月1日までの期間は30万円、同年8月1日から同年9月1日までの期間は28万円、同年9月1日から21年2月1日までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額について、当初記録されていたとおり、誤った報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても当初記録されていた標準報酬月額に見合う保険料を納付しており、過少な額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名： 別添一覧表参照  
基礎年金番号： 〃  
生年月日： 〃  
住所： 〃

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

私はA社に勤務し、申立期間において、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされていることが判明した。

申立期間における標準賞与額に係る記録について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に〈支給された賞与額〉（別添一覧表参照）の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料の控除額から〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月21日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、当該期間に係る賞与支払届の提出が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与

額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(大分)

項番	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額	
					申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
1008	女		昭和14年生	大分県	平成17年12月28日	3万円
					平成18年8月11日	3万円
					平成18年12月25日	3万円
					平成19年8月11日	3万円
					平成19年12月22日	6万円
1009	女		昭和14年生	大分県	平成17年12月28日	3万円
					平成18年8月11日	3万円
					平成18年12月25日	3万円
					平成19年8月11日	3万円
					平成19年12月22日	6万円
1010	男		昭和50年生	大分県	平成17年12月28日	3万円
1011	女		昭和21年生	大分県	平成17年12月28日	15万8,000円
					平成18年8月11日	14万7,000円
					平成18年12月25日	17万3,000円
					平成19年8月11日	5万円
					平成19年12月22日	13万円
1012	女		昭和24年生	大分県	平成17年12月28日	15万2,000円
					平成18年8月11日	13万円
					平成18年12月25日	15万円
					平成19年8月11日	5万円
					平成19年12月22日	13万円

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から52年6月までの期間及び53年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から52年6月まで  
② 昭和53年1月から56年3月まで

私は、昭和41年の婚姻を契機に国民年金に加入して、夫と二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和41年の婚姻を契機に国民年金に加入して、夫と二人分の国民年金保険料を納付していた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として54年10月頃に払い出されていることが推認され、当該払出時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該払出時点は第3回特例納付の実施期間内であるものの、申立人から特例納付を行ったなどの主張は無い。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録から、申立期間②直前の昭和52年7月から同年12月までを54年10月に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間②より後の昭和56年度以降は申請免除と記録されており、それ以後の期間も未納期間が散見される上、国民年金保険料の納付済み期間に係る納付日からも、申立人が申立人の夫と一緒に国民年金保険料を納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立期間は合計174か月と長期間であるとともに、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から平成元年3月まで

私は、昭和60年3月にA市へ転居後、国民年金の異動届も行い、それぞれ30万円程度を2回に分け、合計60万円くらいを納付した記憶があるが、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和60年3月にA市へ転居後、国民年金の異動届も行い、それぞれ30万円程度を2回に分け、合計60万円くらいを納付した記憶がある。」旨主張しているところ、i) 昭和60年3月頃に、申立人が国民年金保険料をまとめて納付可能な58年1月から60年3月までの期間の保険料額は16万560円となり、申立人の主張する納付金額(30万円)とは大きく相違していること、ii) 仮に、申立期間について現年度納付及び過年度納付により最大限納付可能な2つの時点を設定して試算したとしても、国民年金保険料合計額は申立人の主張する約60万円とは大幅に相違していることが確認できることなどから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した時期及び納付額等についての主張が変遷しており、申立期間に係る保険料納付の記憶が明確でないことがうかがえる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は77か月と長期間であるとともに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年3月までの期間及び4年5月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月から4年3月まで  
② 平成4年5月から5年3月まで

私は、24歳の時にA市役所で国民年金に加入し、その時2年間遡って国民年金保険料を納付することにした。国民年金保険料は銀行からの口座振替により納付したので、申立期間が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に加入した時、2年間遡って国民年金保険料を納付することにし、保険料は銀行からの口座振替により納付した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として平成5年2月以降に払い出されていることが推認でき、当該払出時点では、申立期間①は過年度となることから、制度上、当該期間に係る国民年金保険料について口座振替による納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を口座振替していた申立人のB銀行C支店の普通預金元帳の記録によると、申立人の平成5年6月から8年7月までの期間に係る国民年金保険料が口座振替により納付されていることが確認でき、申立期間①及び②については口座振替による納付が行われていないことが確認できる。

さらに、申立人は、口座振替で国民年金保険料を納付したこと以外に現金での納付や一括納付の主張は無い上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 817

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年1月まで

私は昭和45年10月に結婚し、これを契機に母が私の国民年金への加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は母に預けて、納付組合を通じて納付してもらっていた。

昭和56年当時の納付組織で納付していた時の年金保険料納入カードに「46」と記載があることから、46年から56年まで納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年10月の結婚を機に国民年金に加入した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月28日に任意加入被保険者として払い出されていることが確認できるところ、制度上、任意加入被保険者は、任意加入の申出をした日が資格取得日となるため、申立期間は任意未加入期間となり、納付書は発行されず、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「昭和56年当時の納付組織で納付していた時の年金保険料納入カードに『46』と記載があることから、46年から56年まで納付していたはずである。」旨主張しているところ、A市国民年金担当者は、「納付組織については、現年度保険料の徴収を目的としているので、被保険者の以前の納付状況まで把握することはないと思われる。」と回答しており、当該納入カードにある「46」という記載のみをもって、昭和46年度以降の国民年金保険料を納付していたものと捉えることはできない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手

続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入  
手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親も既に死亡していること  
から、国民年金の加入及び納付状況は不明である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて  
いたことをうかがわせる事情及び申立期間の国民年金保険料が納付されてい  
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人は、申立期間の保険料については、納付していたものと認めるこ  
とはできない。

## 大分厚生年金 事案 1013

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から同年 11 月 7 日まで  
② 昭和 39 年 2 月 11 日から 42 年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 9 月 12 日から 43 年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間については、脱退手当金支給済みとの回答であった。私は両事業所においてC業務に従事し、厚生年金保険の大切さは認識していた上、脱退手当金を請求及び受給した記憶も無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、昭和 44 年 10 月 21 日に支給決定されていることが確認できる上、申立人に係る脱退手当金が支給決定された直前に申立人が勤務していた事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の現金給付記録欄には、申立人の 43 年\*月\*日の出産に係る出産手当金及び分娩費等が支給されていることが確認できる。ところ、申立人はこれらの手当等についても脱退手当金と同様に受給した記憶が無いと主張しており、当該手当等の支給に係る全ての事務について、社会保険事務所（当時）による誤った処理がなされたとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間①より前に、脱退手当金が未請求となっている2件の別事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間があるが、当該被保険者期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とはそれぞれ別の記号番号で管理

されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに、事務処理上の不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 4 月 1 日に A 社 B 支店（現在は、A 社）に入社し、申立期間において勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 21 年 4 月 1 日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の写真及び同僚の供述などから判断すると、申立人は申立期間において、A 社 B 支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期又はそれよりも前に同社 B 支店に入社したと申立人が記憶する同僚の同社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ昭和 21 年 4 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、昭和 20 年 10 月に A 社 B 支店に入社した。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿では、当該同僚の A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日についても、昭和 21 年 4 月 1 日と記録されていることから判断すると、申立期間当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A 社 C 支店に照会したところ、「申立人について調査したが、当社で保管している書類の中に申立人を確認できる資料が見当たらず、申立人の当時の雇用状況及び保険料控除については不明。」との回答がなされており、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。